

平成26年度三重県教育改革推進会議第2回第2部会 議事録

I 日 時 平成26年7月25日(金) 14:30～17:10

II 場 所 プラザ洞津「明日香の間」

III 出席者

(委員) 栗原 輝雄(部会長)、泉 みつ子、太田 浩司、小澤 静香、西田 寿美、
沼口 義昭、山川 紀子 (敬称略)

(事務局) 副教育長 信田 信行、
教職員・施設担当次長兼総括市町教育支援・人事監 福永 和伸、
学習支援担当次長 山口 顕、研修担当次長 中田 雅喜、
教育総務課長 荒木 敏之、教育改革推進監 宮路 正弘、
教職員課長 梅村 和弘、学校施設課長 釜須 義宏、
高校教育課長 長谷川 敦子、特別支援教育課長 東 直也、
特別支援学校整備推進監 大藤 久美子、
研修企画・支援課長 谷口 雅彦、研修推進課長 松井 慎治、
特別支援教育課長補佐兼班長 森井 博之、教育総務課班長 辻 成尚

IV 内 容

(事務局：宮路教育改革推進監)

時間になりましたので、ただ今から、平成26年度三重県教育改革推進会議第2回第2部会を開催します。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

最初に、資料の確認をさせていただきます。机上に事項書が表紙になっています2箇所留めの冊子が1部と座席表が置かれていると思います。よろしいでしょうか。

本日は、都合により亀井委員、田中委員が欠席です。また、泉委員におかれましては、所用により途中で退席されますので、よろしくお祈いします。

続いて、今後の会議等の日程について説明いたします。本日の第2部会で中間案を審議いただいた後、8月5日の全体会で中間案のとりまとめを行いたいと考えております。したがって、中間案の内容に係る部会での審議につきましては、今回が最終となり、全体会では第1部会の委員の方々からの意見を中心に審議を進めようと考えております。8月5日のご意見をとりまとめした後、9月1日から1カ月間、パブリックコメントを実施する予定です。こうしたことを踏まえ、本日も活発な議論をお願いしたいと思います。

それでは、これ以降の進行につきましては栗原部会長、よろしくお祈いします。

1 部会長挨拶

(栗原部会長)

皆様、こんにちは。今日は、ことのほか暑いようです。この場でもいろいろ熱い議論をしていただくこととなりますが、どうぞよろしくお祈いします。

今、事務局から説明がありましたように、今回の部会は、中間案の2回目の審議ですが、第2部会としては、今日の審議でとりあえず区切りをつけて、全体会のほうでさらにいろいろご意見

をいただきながら、とりまとめていくことになると思います。

前回、ご都合でご欠席の方もいらっしゃったので、なかなか話の流れに関して分かりにくいところもあるかと思いますが、議事録を見ていただきますと、大体的流れは分かっていたかと思いますが、私の個人的な印象ですが、かなり熱い議論で、本当に根幹に関わるような非常に大事な事柄について話題にさせていただき、議論いただいたように思います。

ただ、前回は、7章構成になっています中間案のそれぞれの章に対して十分に時間をかけてということができにくいところもありました。特に1章、2章のあたりは、いろいろ審議いただきました。しかし、まだまだご意見をいただければと思った章もありましたが、時間の関係で十分に審議いただけない状況になりました。

そのようなことで、今回でとりあえず一区切りということでもありますので、前回の審議でなかなか話題にさせていただけなかったこと、あるいはいろいろ思っていたらどうかと、部会長と事務局と相談させていただいて、お忙しい時期でしたが、皆様にご意見があればということで紙面による意見照会をお願いした次第です。そういうことも踏まえて、今日はまたさらに活発に議論いただけるとありがたいと思っております。

限られた時間ではございますが、ぜひ、三重県の特別支援教育をこれからさらにどう進めていくか。毎度、申し上げますように、子どもを中心に据えながら、また、保護者の方のいろいろな思いを十分に感じ取らせていただきながら、これからどのようにしたら一人ひとりの子どもが人生をうまく豊かに生きていけるのだろうか。あるいは、そのために社会としてどのようなことが求められているのだろうか。学校はどのようなのだろうか。行政はどのようなのだろうか。その他いろいろと、子どもに何をどう求められているのだろうか。そんなことにも思いを寄せていただきながら、審議をしていきたいと思っております。

挨拶はこのあたりとさせていただきます、後は座らせていただきますので、よろしくお願いします。

事項書の「2」報告事項（1）に前回の確認事項という見出しが書かれています。これは、前回審議いただいた中で、西田委員から学歴に関わることについてどうかというご意見があり、事務局で確認するということでしたので、まず、このことに関して事務局から説明願います。

2 報告事項

（1）前回の確認事項について

（事務局：東特別支援教育課長）

前回の審議の中で、高等学校卒業と特別支援学校高等部卒業の、いわゆる資格についてどうなっているかということについてご質問いただきました。

学校教育法施行規則に基づき、再度、整理いたしました。高等学校を卒業する生徒については、「高等学校の卒業資格」となります。そして、特別支援学校高等部を卒業する生徒は、「特別支援学校高等部の卒業資格」ということになり、「高等学校の卒業資格」ではありません。

その先の大学等の受験はどうかということですが、特別支援学校の高等部3年次を終了した者については、その時点で大学、短大も含めて受験資格が与えられるということです。

以上、この場をお借りして、報告させていただきます。

(栗原部会長)

前回、沼口委員と西田委員からご意見があったように思いますが、よろしいでしょうか。

(西田委員)

会議後に、この件に関する資料を送ってもらい、よく分かりました。今までは高等学校の資格ではないことだけ強調してしまったところがあって、本当に反省させられました。

もう一つは、いろんな資格試験で、受験資格が「高等学校卒業の資格を有する者」となったときに、高等学校卒業程度認定試験を受け、認定された人は受けられるけれども、特別支援学校高等部を卒業した人は受けられるのかどうか、細かいことが気になりました。

ただ、大学を受ける資格があるとすると、対人関係の発達障がいのある人が社会性の訓練を特別支援学校高等部でもらって、学力については別のところである、高等部では教育課程の単位を取っていませんから、そういうこともありかと思いました。そうすると特別支援学校高等部に要請される機能がもっと広がっていくのかとか、いろんなことを考えてしまって、これからのニーズに合わせてどんなふうにしたらいいかと思いました。資格について、はっきりしたことはありがたいです。

(沼口委員)

行政側、特に教育関係の皆様をお願いしたいのは、個人の能力をなるべく規制しない方向で規則とかはつくっていただきたいと思えます。こういう基本的なところを確認しなければ分からないようなことでは困りますので、その辺、よろしくをお願いします。

(栗原部会長)

では、前回の確認事項については、よろしいでしょうか。

次は、報告事項の(2)のところですが、「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」中間案に係る意見についてです。これが、この会議の前に、ご意見がありましたらぜひお寄せいただければということで、部会長名で委員の皆様方をお願いしたところです。いろいろお忙しいところを大変ご苦勞をおかけしました。こちらについても引き続き、事務局から説明願います。

(2)「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」中間案にかかる意見について

(事務局：東特別支援教育課長)

事項書の裏面の資料1をご覧ください。

委員の皆様には、大変時間の少ない中、ご意見を頂戴し、本当にありがとうございました。頂戴しましたご意見について一覧表にまとめさせていただきました。それぞれもう少し長い文章でいただいておりますが、要点という形でまとめさせていただきましたので、ご了解いただきたいと思います。

頂戴しましたご意見については、この後、ご説明させていただきます中間案の修正のところ、ご意見に対する対応についても合わせて説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(栗原部会長)

ご意見に関しては、事務局でまとめていただいておりますので、こういう内容であったということでご確認いただけますでしょうか。これを踏まえたかたちで審議に入っていきたいと思っております。

審議事項の(1)「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」中間案について、事務局から説明願います。

3 審議事項

(1)「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」中間案について

(事務局：東特別支援教育課長)

それでは、資料2の中間案について、主に修正のところを中心にご説明申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。第1章ですが、1箇所のみ修正でございます。1ページの欄外の「合理的配慮」の注釈のところですが、前回にもご意見を頂戴したところですが、この内容につきましては、出典をはっきりさせていただきました。文科省から出ている報告の中に、この「合理的配慮」のことについて書かれていることを明示するというので、アンダーラインの部分をつけ加えておりますので、よろしくお願いいたします。1章の修正は以上です。

続きましては、4ページ以降の第2章「インクルーシブ教育システムの推進について」の主な変更点の説明をさせていただきます。

まず、5ページの最後の段落のところですが、これまで「保護者が早期からの相談を受けやすくするため」と書いてありましたが、より県としての支援を明確に表すということで、「早期からの適切な支援を行うために」というように文言を修正しております。後でいただいたご意見の中にも、その他としてまとめた部分にですが、これまで関わっていたいろんな機関との連携をしっかり取るというようなことを言葉として入れられないかというご意見をいただきました。その部分は、ここのところで「保育や子育て支援に係る関係機関があらゆる機会を通して」という形で、今後も関係機関に働きかけていくことを表しております。

続きまして、6ページのところです。幼稚園教員の専門性に関するご意見をいただきました。これに関しては、幼稚園の先生方、あるいは保育所の保育士の方々の専門性ということで、今後の取組の第1段落に記述してございます。

9ページに移らせていただきます。人的な配置について、勤務の段階についても書き加えることはできないかというご意見も頂戴しました。その部分について、現状と課題のところと今後の取組も合わせてですが、小中学校においては、学級数に応じた定数が決まっておりますので、ご意見の趣旨は特別支援教育コーディネーターが、より動きやすいような環境づくりも含めた人的配置が必要ではないかと理解させていただきました。特別支援教育コーディネーターの活動が、より充実して行われるようにということでの課題分析と今後の取組を加筆させていただきました。これまでも当然やっていただいておりますが、状況に応じて引き続きその支援に努めていくという内容の一部の修正ということでご理解いただけたらと思います。

10ページの表のところに合理的配慮の表を載せておりますが、一つの例として示させていただきました。

11ページ最初の段落をご覧ください。平成25年度の県教育委員会の独自調査として文言整理をしました。何度かこの後も調査のことに触れておりますので、国の調査なのか、県独自の調査なのか、いつ行ったのかがはっきりと分かるように文言の統一を図りました。

13ページ、第3章に移ります。最初の段落ですが、「幼稚部」を追記いたしました。キャリア教育は今まで小学校からということで書いてありましたが、幼稚部においても大事なのではないかと、前回ご意見をいただきました。ご指摘のとおりと思っており、幼稚部の段階からのキャリア教育ということで追記しております。合わせまして、欄外のところにキャリア教育とは何かということで注釈を入れております。

14、15ページは、地図や表の微細の整理をいたしました。

16ページに移ります。キャリア教育のところですが、高等部の役割として、よりニーズに応じた教育課程の編成が大事ではないかというご意見がありました。前回も進路に関わってたくさんのご意見をいただきました。この部分については、内容は大きくは変えていませんが、アンダーラインのところについては、より分かりやすく文章の修正をいたしました。

18、19ページに移ります。センター的機能のあり方のところです。センター的機能のところは、19ページの下の方の四角囲みの部分にセンター的機能とは何か、その機能についての注釈を入れております。そして、この中の具体的な①番から⑥番に呼応する形で、18ページの文章を一部修正いたしました。第3章の修正は以上です。

24ページ、第4章へ移ります。先ほどと同じように調査に関わっての字句統一を図りました。

25ページです。個別の案件について事例が少ないのではないかというご意見をいただきました。特にLD（学習障がい）に係る部分を第4段落に追記しました。併せて、その下の第5段落で、特に通常の学級における特別支援教育の推進にあたっての交流及び共同学習の重要性について追記いたしました。

27ページに移ります。通級による指導についても、さらに拡充していく必要があるのではないかとご意見をいただきました。それにつきましては、27ページの上から4行目、「通級指導教室の充実について検討を進めます」という文言の中で読み取っていただければと思っております。それから、障がいに対する様々な注釈についてのご意見もいただきました。平成25年度の文科省の通知にある障がいの種類及びその程度をもとに整理させていただきました。

28ページのグラフについては、通級指導教室の設置数の推移も付け加えました。

29ページです。ここも先ほどの人的配置のところに関わってきますが、特に特別支援学級の設置については、状況に応じた取組をこれまでも進めてきておりますし、今後も取り組む必要があると考えておりますので、いただいたご意見をもとに一部字句の修正をいたしました。30ページに掲載のグラフについても、特別支援学級の在籍者数とともに設置学級数の推移も示させていただきました。

第5章、33ページ以降をお願いします。高等学校における特別支援教育の推進についてです。ここについても、調査のところについて文言の統一を図りました。

34ページに移ります。中段、3つ目の段落です。ここについては大きく変わっております。一つは、学習環境の整備についても記載してはどうかというご意見をいただきましたので、「施設のバリアフリー化」という言葉をここに入れました。それから、「メンタルヘル스에課題があり」ということで、精神疾患に関わる部分の記載をさせていただきました。合わせて、特に高等学校ではまだまだいろいろな質問、あるいは疑問を持っている先生方が多いということで、特に

高等学校に対応できる窓口の仕組みづくりも検討していく必要があるのではないかとということで、ここに追記をしました。

36ページへ移ります。個別の指導計画の作成にあたって、なかなか保護者の理解を得にくいということから、具体的な支援と合わせ、卒業後の進路先への活用にも結びつけていくことが大切であるという視点も含め、有効性についての追記をいたしました。

37ページ、教育課程についてです。多様な教科・科目の選択が可能な教育課程という内容で再度修正しました。それから、その下のところで「授業のユニバーサル化」という言葉を使っていたのですが、それをさらに詳しく説明するために、発達障がい等のある生徒をはじめ、「どの生徒にも分かりやすい授業づくりを進めるため」という一文を入れております。今後の取組についても、この現状と課題の内容に合わせて一部修正いたしました。

38ページは、学習指導要領に記載されている配慮事項について記載をしていましたが、一部抜けていたところがありましたので、最後の3行ですが、交流及び共同学習についても、追記しております。

最後、39ページです。教員の専門性に関わる部分について、特別支援教育に係る知識・技能のほかに、保護者への理解を得られる力も必要ではないかというご意見も頂戴しておりました。その部分について、追記いたしました。

第7章は、今のところ、変更はございません。

以上、前回の部会を経て事務局の中で整理した内容と、委員の皆様方からいただいたご意見を基に整理した内容について説明させていただきました。

(栗原部会長)

今の事務局からの説明のとおりですが、委員の皆様方からいただいたご意見、今回紙面でいただいた意見も踏まえ、新たに書き加え、あるいは修正等をされたということでした。

それでは、これから審議を進めていきたいと思えます。もちろん、考えたら考えるだけいろいろな課題が出てくると思いますが、いろいろ大事なことがあると思えますので、残りの時間の中でさらに出していただきながら、中間案をより充実したものにしていけたらと思っております。いろんなことが関連してくると思いますが、第1章から章ごとに見ていただきながら、第7章までのところについて、委員の皆様方からいろいろなご意見をいただくということで進めさせていただきたいと思えます。

そういうことで委員の皆様方、この部会としてのこの中間案についての検討は今日で最後になりますので、ぜひ、いろいろな思い、ご意見をいただければと思えます。どなたからでも結構ですので、よろしくお願ひします。まずは、第1章のところでお願ひします。

資料の内容としては、前回配付された資料と補足していただいた部分というのが、1ページの合理的配慮についての説明の出典を明示したというのが先ほどの事務局からの説明だったかと思えます。前回も第1章に関してはあまりご意見が出ていなかったのですが、よろしいようでしたら、第2章に行かせていただきます。「インクルーシブ教育システムの推進について」ということですが、どうでしょうか。

(山川委員)

第1章に戻りますが、2ページの「このように、特別支援教育を取り巻く環境が…」という

ころの次の段落に「特別支援教育を推進するための体制整備に取り組み、すべての公立小中学校…」というように書かれていますが、それらに関しては、いろんな個別の支援計画の作成や活用が喫緊の課題ということですが、この辺に幼児の間からこの中の取組をしていくというような一言を付け加えたほうが良いと思います。学校へ入ってから特別支援教育を進めるのが現状ではあると思いますが、就学の時点からスムーズに小学校生活をスタートするためにも、幼稚園や保育所と連絡を取り合う必要があると思います。総論のところではありますが、幼児期からという姿勢が明確に入ったほうがより良いのではないかと思います。

(栗原部会長)

幼児期も含めて考えていくことが必要ではないか。むしろ、そういう捉え方が大事ではないかというご意見だったと思います。後のところでも幼児のことも含めてというのは、前回の田中委員のご意見でもいろいろ出てきたことではあります。幼児期も当然視野に入れながら、幼児の段階から特別支援教育のあり方をどうするのか考えていくことが必要ではないかと思います。

特に異論がないようでしたら、この会の委員の皆様方、幼児期というところも当然視野に入れながら考えていくことも必要ではないかというご意見であるということによろしいでしょうか。

これまで事務局のほうも、当然幼児期のことも念頭に置きながら考えていただいているものと理解していますが、その辺いかがでしょうか。

(事務局：東特別支援教育課長)

課題としては当然認識させていただいておりますし、第2章の就学前の取組の中で、再度、そこは記載をさせていただいていると考えております。総論のところでもどういうふうに整理をするかについては、もう一度、全体のバランスも含めて整理したいと思っておりますが、意図としては十分そこも組み込んでの記述であることはご理解いただけたらと思います。

(栗原部会長)

山川委員、よろしいでしょうか。何かご意見がありましたら。

(山川委員)

当然、部分ごとで見れば、就学前が大事なことは記載されていると思いますが、総論に一言入れていただくとより良いかと思います。

(栗原部会長)

そういうご意見でということでまとめさせていただきたいと思います。

それでは、第2章に戻ってもよろしいでしょうか。第2章に関して、指名して申し訳ないですが、太田委員いかがでしょうか。ご意見をいただくチャンスがなかったものですから、何かご意見がありましたら。

(太田委員)

ご配慮をいただきありがとうございます。欠席させていただいたときの議事録も読ませていただきましたが、私が気になっていた部分も書き込んでいただいていると思いつつ見させていた

だいておりました。特にこうしてほしいというのは、今のところ、ございません。これだけ書き込んでいただいたことに逆に感謝をしたいと思っております。

(栗原部会長)

泉委員、何かご意見おありでしょうか。

(泉委員)

戻りますが、先ほど山川委員が言われたように、私も幼児期からという記述を入れていただけたらと思いました。

15、6年前ですが、自分の子どもが通っていた保育所の先生が、発達障がいということを理解できずに、対応がなかなか難しいという状況がありました。そして、その子どもが、中学校、高校と進んでいく中で、当時の特殊学級や養護学校へ行ったという現実もありましたので、それを入れていただけたらいいなと思いました。

私は熊野市在住ですが、熊野市では障がいのある子どもの支援に力を入れていくというか、熊野市役所でそういう特別な課をつくって動いている状態です。新しい課ができて、発達障がいの子どもを地域で見守っていこうという取組が、この4月から、私も新聞で見たのですが、行われつつあるので、すごくありがたいと思っています。

(小澤委員)

私もほかの委員の方々と一緒のように、出させていただいた意見を反映させていただいて、とても感謝しています。前回の部会で、私と田中委員から環境整備についての意見を出させていただいた記憶があります。9ページの「連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮」という中に、「基礎的環境整備の一環として、障がいのある子どもはもとより、すべての子どもが学ぶ喜び・分かる楽しさを実感できる授業づくりを推進します」という文言の中に、我々教員が実践すべきものは、こういった授業だと思っております。

ただ、授業をする中で難しいことは、その整備が充実していないということが一つあげられます。私も最近、各教室にプロジェクターとスクリーンを持っていき授業をしていますが、毎回、3階まで持って上がり、1階まで下ろすという作業はかなりの重労働です。学校で小型化されたものを購入していただき、1人でも運んでいけるのですが、授業の合間の10分間に、教室から職員室に戻り、次の授業の準備をして、またプロジェクターを持って3階まで移動するということは結構大変で、チャイム以降に授業を終わり、チャイム以前に次の授業の教室に入ることがかなり難しくなってきます。このようなことから、各教室にプロジェクターやスクリーン、あるいは電子黒板が整備されていくことによって、すべての生徒に分かりやすい授業を行いやすくなるのではないかと思います。本校にも発達障がいの可能性がある生徒が在籍しております。個別の対応もするのですが、40人の生徒に対して1人の教員では、十分な対応ができない現状です。もどかしさも感じますが、ほかの生徒たちもいるということで、気かけながらの授業をしております。ただ、やはりそこには限界がありますので、そういった機器を使った授業をすることによって、生徒からも分かりやすい、見やすいというような意見も出ることが多々あるので、そういった環境の整備が徐々にでも構いませんので、されていったらと思います。

(栗原部会長)

基礎的環境整備というところで、ぜひ、今後、ここもよろしくお願ひしたいというようなご意見だったと思います。

部会長があまりしゃべらないほうがいいかと思ひながらですが、合理的配慮ということの考え方も、考えてみるとなかなか難しい部分があると私も思っています。もちろん基礎的環境整備、どちらかというハードの部分も当然大事な話だと思います。ただ、ハードの部分はもちろんですが、もう一つ大事なことは、前回結構話題になったと思ひますが、いわゆるソフトの部分、例えば高等学校にいろいろ気になるところがある生徒が入ってきたときに、その生徒がその中でうまく学校生活に適應していく、自分のペースで学習していったり生活していったりするためには、まわりの生徒たちがどうかかわっていくか、あるいは、まわりの生徒たちのかかわりを先生方がどうかたちでリードしていけるかというあたり、そういう意味での人間関係の問題はすごく大事な部分を含んでいる感じがします。

その辺の合理的配慮を考えていったときに、もう一方では人と人との関係、あるいは、関係のあり方というところをどう考えいったらいいのかというのも、合理的配慮ということを考えていくうえで非常に大事なことになってくると、私個人は思っています。だからといって、ハードの部分はどうでもいいと言っているわけではなく、ハードの部分を充実させることはもちろんのことでもあります。前回もこのあたりはいろいろと話題にいただいた部分でもあります。

(沼口委員)

パーソナルカルテの内容についてですが、4ページに、「本人および保護者が必要な情報を記入して作成するファイル」、「日常的な管理も本人・保護者が行う」と書いてあります。学校の情報も学校が追加して書くようなファイルと書いてあります。例えば、本人はこんなところに興味があるとか、こういう分野に才能がありそうだとか、こんなことが得意だとかということを書けるスペースがあるのでしょうか。例えばそこに、本人はこういうふうに言っているということが、毎年更新されるようになっているのでしょうか。このような前向きなことが書けるのかどうか。そういったことを書いておけば、パーソナルカルテは本人と同じぐらいの重みがあるものという話になり、例えば、それを読んだ高等学校の先生方が、この子は芸術的なことがしたいとか、保護者はピアノが得意だと書いてあるというようなことを分かってくれば、何かそれに対応できるような気がします。せっきくのパーソナルカルテですが、私は一度も見たことがなく、そういう前向きな話を本人や保護者が書きやすいようになっているかどうかというのが気になります。

(栗原部会長)

特別支援教育課から説明願ひたいと思います。現物はありますか。

(事務局：森井特別支援教育課長補佐)

申し訳ありません。今日は現物を持ち合わせておりません。

ただ、沼口委員がおっしゃっていただいた長所や可能性を書くページとして、本人ページというのをつくっています。そこには本人が自分の得意なこと、自分がしたいことというのも書き加えることができるようになっておりますので、今のご質問にもそういうかたちで対応できているかと思っております。また一度、委員の皆様に見ていただくように持ってまいりますので、よろ

しくお願いいたします。

(事務局：東特別支援教育課長)

補足させていただきます。どうしてもこういった支援が必要な子どもたちの指導にあたって、この面が弱いとか、ここができないというふうに見られがちなのが多いのですが、逆に得意なところを引きあげていくという視点も非常に大事だと思っております。今、説明させていただいたように、長所も盛りだくさん書けるように工夫をしております。次回にでも現物を見ていただけるような場を考えたいと思います。

(山川委員)

このインクルーシブ教育の取組のところですが、知り合いの人で高校の特別支援教育の指導員のようなことをされている臨床心理士の方と、この前、お話をする機会がありました。どうしても診断はついてないが、きっと発達障がいがあるという人は、程度の差はありますが、たくさんいるということと、あと、その人が高校へ実際に行って感じるのは、軽いMR（精神遅滞）の知的障がいの方が意外とたくさんいるということだそうです。そういう人の場合、行動の面で問題がないと気づかれない。勉強はできないと言われながらも、いい子だしという感じでずっと高校までやってきて、いざ就職というときに困ると。

発達検査なり知能検査をすると、おそらく遅れということになる子どもで、高校3年生になって一般枠での就職がなかなか難しいので、障がい者枠での就職はどうですかという話をしようとしても、高校3年生になってからだと、本人も保護者も、そのことをとても受け入れられなくて非常に困っている人がいると言われていました。高校1年、2年の間に、おそらくそういう一般指導の難しそうなお方の場合には、保護者を含めて現状を説明して、段々と認識を深めていくようなかわりをしていかなければ、結局はその子の行き先がなくなるのではないかと思うということをお聞きしました。確かにそうだなと思って聞いていました。

私も、昔見ていたてんかんの患者で、「この子はてんかんだからこうです」「優しい子だし、気も効くし、いろんなことをしてくれる子です」と保護者は言われるのですが、やはり就職で困るということがありました。その子の場合にはてんかんで発作もあり、調理師の学校に行きたかったのですが行き先がなく、就職でも行き先がないということがあり非常に困りました。発達の知能検査をしてみると、明らかに中度の知的障がいでしたが、それを保護者が受け入れられなくて、非常に困ったことになったという話がありました。

そういうことを考えると、いろんなことができるようにという取組は、もちろん小さい頃から縦の流れでずっと取り組んでいくべきことではあります。しかし、その子たちが頑張れる教育をどれだけしても、弱いところは弱く、完全に治るものではありません。自分はどこが苦手で、こういう人に助けを求めればなんとかなるということをお教える、そういうことがすごく大事だということを小児神経の学会とかでの講演でも聞きます。障がい特性自体は変わらなくても、それをカバーしていくやり方を教える、困ったときにどのように人に助けを求めればいいのかということをお教えることがすごく大事であると言われてます。確かにそうだなと思って聞いています。

どこかの年齢まで来た時点で、その子の特性を本人にきちんと伝え、どういうふうに助けを求めたらいいかを教えるというようなことを、取組のところに、あまり具体的には書きにくい

かもしれないですが、いろんなことができるという視点に加えて書いていってはどうかと思いません。後ろを読んでいくと、高等学校における特別支援教育のところには、そのような意味のことが書かれていますが、総論的な取組という長い目を見た縦軸のところにも、一言あってもいいかと思いました。

(栗原部会長)

山川委員のおっしゃっていることを私流に言い替えさせていただくと、それぞれの特性を本人も、家族も、まわりの人もよく理解したうえで、自分らしい生き方をどうしたら身に付けていけるだろうかということについて、例えば、学校教育の中でもしっかりと押さえていくことが、非常に大事な課題になってくるのではないかと。そんな捉え方でもよろしいでしょうか。

(山川委員)

もちろん医療機関等との連携は取っていただいています。

(栗原部会長)

そうやってきたときに、今度は保護者の方のいろんな思いにもできる限り寄り添っていけるような姿勢を、学校教育も、あるいは行政等も、大事にしていくことを考えていく必要があるだろうというような感じで聞かせていただきました。

私、今、保護者の方のことを言いましたが、当事者の方からしますとやはりなかなか難しいですね。保護者の方は、保護者の方で、本当に周囲からはなかなか分かりにくいところでの苦しみとか悩みを持っていらっしゃると思います。本当にいろんな意味での難しさも考えながら、しかし、それを少しでも感じ取らせていただきつつ、どうやったら一緒に取り組んでいけるだろうかというところで、その姿勢を大事にしていくことが問われているのではないかと思います。

(小澤委員)

山川委員のおっしゃっていた保護者の方に関してのことです。私はまだそういった状況に立ち会ったことがないので分かりませんが、担任や生徒とかかわった教員の立場でそれを保護者に伝える状況になったときのことを考えると、まず、私は一人の親でもありますので、保護者としての気持ちは想像できますが、気持ちを本当に理解できるかというのは分かりません。その立場から伝えなければならないということを考えると、非常に難しくなるだろうと思います。そしてその気持ちに寄り添っていくためには、専門の先生方との連携が非常に大切になってくるだろうと思います。

(栗原部会長)

第2章のインクルーシブ教育のことに関しては、このあたりで一区切りつけさせていただいてもよろしいですか。もし何か関連して出てくれば、戻っていただいてもよろしいと思いますが、ここで第1章、第2章についての審議を一区切りつけさせていただきます。

10分程度の休憩後、第3章以降についてご審議をいただくということでお願いします。

～ 休 憩 ～

(栗原部会長)

それでは、再開させていただきます。最後まで一気にいかせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、第3章に関わる部分ですが、「特別支援学校における教育の推進について」の部分について、ご意見をいただきたいと思ひます。いろいろテーマがあります。一番目に「個々のニーズに応じた教育」が出てきますが、これは私の個人的な見解ということで聞いていただきたいのですが、「スペシャル・ニーズ・エデュケーション」と文科省も言っていますが、「スペシャル・ニーズ」というのをどう考えるかということに関わる非常に基本的な部分が第一のところだと思ひます。なぜ「スペシャル・ニーズ」と言うのだらうと、私も非常に気になり、いろいろ自分なりに調べてみました。ところが、「スペシャル」という言葉自体が、誰かと比べて何か特別なこととか違ったことをという意味もありますが、それは従来の「特殊教育」と呼ばれていたときのスタンスだと思ひます。「スペシャル」というのは、「Creative for a particular person・・・」というような使われ方がありますように (Macmillan Education 'Macmillan English Dictionary' Bloomsbury Publishing, 2002, P. 1350)、「クリエイテド」という言葉が「スペシャル」の意味合いをよく示しているのではないかと私は思っています。その人はどういふ「ニーズ」があるのだらうかと、その人のことをいろいろな角度から、あるいは、その人の思いを感じ取らせていただきながら、きっとこの人はこうでありたい、こうしてほしい、こうなりたいと思っているのだらうというところで、一つかたちとして考えられたものが「スペシャル・ニーズ」であると考えています。

ここで「個々のニーズ」といふふうには書いてありますが、文科省で書かれた手引きなどを見ますと、「個別のニーズ」という言葉を使っています。正にある意味では「個別のニーズ」というのが「スペシャル・ニーズ」、特別な支援といふときの、この「個別のニーズ」ということを意外と自然な言葉で表しているかと私は思っています。

だから、これはたまたま特別支援教育という枠の中で、いわゆる障がいのある、発達障がいを含めて特別支援教育の対象とされる子どもたちのことを考えていますが、本来は障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりのニーズ、「個々のニーズ」だといふのが「スペシャル・ニーズ」の本来的な意味だらうと私は捉えたいと思ひます。

ただ、私たちは今、特別支援教育という枠の中で考えていることもありますし、文科省もそのように考えていますから、結局障がいのある子ども一人ひとりがどんなニーズを持っているのだらうか、その一人ひとりの子どものニーズは何だらうかということから出発していきましょう、教育を進めていきましょうということだと思ひます。

そういう意味ではテーマとしては特別支援教育が何であるかという非常に根本的なところに関わるところで、それが「個々のニーズに応じた教育」といふかたちで表現されているのだらうと私自身は受け止めています。

他にもいろいろあります。「ニーズ」の問題だけでなく、「キャリア」の問題も考えてみると、例えば、特別支援学校の高等部、中学部から作業学習とか、職場実習だとか、いろんなことを通して学校を卒業してからの社会参加につなげていくための力を蓄えていきましょうという面が強く出てきますが、そういう意味で「キャリア」という言葉がよく使われがちだと思ひます。しかし、本来はそれだけではないのではないかとこのころ、私が個人的に思っているところで、

もっと生き方の問題ではないか。例えば一つのかたちとしては、就労ということがあげられます。就労の中でも企業就労や一般就労もあるし、福祉的な支援を受けながらの就労等々もありますが、とにかく人が生きていくうえでは、何か仕事に取り組んだり、自分にできることをしたりしながら、そこに生きている手ごたえを感じていくとか、あるいは、それが結果的に社会のいろいろなところの役に立っている生き方につながってくるとか、そういう意味でキャリアということをもむしろ考えたほうがいいのではないかと私は思っています。

今回、資料の中でキャリア教育について説明してあるところがあつたと思います。この辺のところを改めて考えていただきながら、いろいろとご意見をいただければありがたいと思います。

(西田委員)

総論的にはしっかりと盛り込まれていますが、現実問題としてどういうニーズに応じられるかという観点で考えると、どこに表現できているのかとつい思います。

「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の文言の差が、自分の目の前に来ている子どもに表されているかと思うと、現実的には随分ギャップがあります。31ページに「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の小学校・中学校での差が書かれています。でも、これをどのように現場の先生たちが子どもたちの観察を経て、書き分けているかという、私はないように思います。それをわざわざここに2つに分けていますが、質がかなり違いますよね。だけど、実際にもらう「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」は、本人の対人関係や身辺記述のところは「個別の指導計画」なのかと思ったり、教育支援というのは何を指しているのかと思ったりすると、なかなか伝わって来ないのです。

それが、15ページからのキャリア教育にいたっては、理想はここだと思いますが、これを実現していくのはとても難しいです。そうすると、現場の先生たちは理念としては分かるけど、自分たちが何をどうしたらいいのかと思われたときに、そこをどのように整理しているのか、表現しているのか。そうすると、通り一遍の指導計画書みたいなかたちで終わってしまい、本当にその子に応じたものが利用できているのかと思ってしまいます。こういう会議に出ていると、そこがジレンマなのです。あまり言ってしまうと現場の先生たち困るでしょうし、だけど、こうしましようという一つの目指すところがないといけないし、そのギャップにいつも悩みます。

キャリア教育となると、特別支援学校の高等部に、今、軽度の障がいのある子どもたちが多く入って来ていますが、一般就労、障がい者就労というかたちでいくにしても、現実はとても厳しいです。教育の中でいろいろと変えてきてもらっていますが、企業との間の連携は、まだまだこれからの課題です。企業もそういう人たちを働かせるノウハウというか、その人たちにどういう仕事を用意するか。ただ単に一緒に働いていたらできるようになるわけではないので。勉強でもそうですが。一緒にいたら分かるようになるのではなくて、分かるような教育と、その人の限界をはっきりアセスメントする力を持っていないと、結局は負担になってきます。その辺まで考えていくと、いつも最後はどう言ってもいいか分からなくなる、見えにくくなってしまいます。

(栗原部会長)

太田委員、その辺のところはいかがですか。学校サイドで非常に大事な部分ではありますが、学校サイドだけでは何とも仕方ないという部分もあつて、昔風の言い方をしますと、私はあまり好きな言葉ではないのですが、受け皿がない限り、子どもたちが自分でここでということがない

かなか得にくいと思います。そうなってくると、事業を営んでいる方とか、採用をされている立場の方との連携というのか、コラボというのか、そこら辺が非常に大事というのが、今の西田委員の言われたところとも絡んでいる話なのですが。

(太田委員)

先ほど山川委員が第1章のところでおっしゃっていただいたご意見の中に、部会長も言われましたが、特別支援学校ということも議論していくと、永年、日本では言われてきたことですが、結局はすべての子どもたちへの個性的な教育に行き着くのかと思います。ここの個性にいかにか光を当てていくスキルやノウハウを、まず保護者が持っているのか。それは、障がいのある子どもの保護者であろうと、それ以外の保護者であろうと、個性にどれだけ光を当てていけるかという保護者の教育がすごく大切だと思います。

それから、今、部会長がおっしゃったように、企業においても取り組んでいく必要のある部分だと思います。申し訳ないですが企業というのは利益で動きます。これは致し方ないことで、現在の社会の仕組みの中でそうなっていますから。だから、何%を目標にして、ただ単に雇いなさいという現在の法律では不十分です。アドバンテージを企業に与えてあげる法律というものが必要だろうと考えます。それが社会として働くところを整備していく企業側にとっては、分かりやすいことだろうと。障がいのある方を雇用した会社には、例えば、税金をこれだけ免除しますとかのアドバンテージを与えていくと、企業としてはすごく雇いやすくなります。今はそのようなものが何もありませんから、そういったものがこれから社会の中では必要かと思います。

先ほどの山川委員と部会長のお話の中で、我々は個性を磨くとかそんなことを一所懸命言ってきました。PTAでも言ってきたのですが、それは何かといたら、障がいのある子どもであろうとなかろうと、その個性、何が得意で何が不得意か、それらを全部引くくめて引き受けることが大切だと思います。まずは保護者です。なおかつ、学校の先生にも何が長所で何が短所か、短所は必ずあります、それをきちんと引き受けた教育を行っていただく。そのような状況の中で、先ほど沼口委員が言われたように、パーソナルカルテの中に書き込んでいくことは大切なのだらうと思います。それを見ながら保護者も先生方も社会も、その人が伸びていけるような手助けができる、そういうことが大切ではないでしょうか。

この中間案に関しては、最初にすばらしいと言わせていただいたとおりでありますが、今、お話を聞かせていただきながら、そういうことだと思えるようになりました。自分が個性を磨く教育と言ってきましたが、何もできてなかったなと改めて感じました。

(栗原部会長)

太田委員からすばらしいキーワードをおっしゃっていただきました。今、伺ってしまして、個性に光を当てていく、これはすごく大事なキーワードだと思います。

私たちは教育サイドでものを考えるというのが習慣的になっていますが、これは社会全体の課題であり、子どもに障がいがあるとかないにかかわらず、みんなそれぞれの良さや苦手なところがあり、それぞれに個性がある。その個性にきちっと光を当てて、その個性が息づくような姿勢で、一人ひとりを、この社会全体がどの人に対しても持っていないといけないのではないかと思います。非常に哲学的で、人間のあり方みたいなところですからすごく大事なことをおっしゃっていただいたと思いました。

現実にまた戻っていきますと、太田委員がおっしゃっていたように、企業は利潤を追求せざるを得ない立場にあるので、その辺のところとのギャップが現実にはいろんなかたちで出てきてしまうというお話でもあったかと思います。

(太田委員)

部会長が言われたとおりで、企業はすべての人を評価しなければなりません。これは仕組みですから、例えば、AさんからZさんまでいると、順番を付けたり、成績を付けたり、それによって給料を決めていく、これは仕方がないことだと思います。

自分の会社でもそうですが、第三者が見たときに、すごく分かりやすいパラダイムが必要だと思います。ですから、営業成績を上げられない営業マンの給料が低いのは当たり前です。けれども、その評価と、その人の個性の何が長所で何が短所かというところを見て、人間としてどう見ていくのかとは別の話です。

ただ、社会というのはこれを案外混同していて、一つが良ければその人は全部良いみたいな感じで見ようとします。私は自分の会社で評価の仕組みもつくってきた人間なので、一番大切なのは、誰が見ても分かりやすいことだと考えています。評価をする人の個人的な私意が入っていくものは、評価のシステムとしてはよくはないと考えます。そして、社会としてもそういう視点は大切だろうと思っています。私意というと結局のところ、好き嫌いになってしまうのです。だから、そこに関しては個人的な私意があまり入らない仕組みをつくるべきだと思います。

一方では、人間として、例えば、教職員であれ、会社員であれ、リーダーを育てていくときに、個人の長所であったり短所であったりということに光を当てていく。そして、そういうものをどういうふうに関心、どういうふうに関心、どういうふうに関心、ということを教育していくのは、また別の話だろうと思っています。

ですから、企業の中においては、その2つ、片方は仕組み、片方はものの見方ということをやっていくということを両方教えていかないと、いい管理者は絶対育たないし、いいリーダーはなかなか育たないので、そのようにずっとやってきました。

それと特別支援学校がということになると、一緒のところもあるし、違う部分もあるでしょうが、ただ、人づくりの仕組みというのは、先ほど小澤委員も言われたように、きちっとしたハードの整備等も必要でしょうし、もう片方でソフトという意味においては、そういう個性に光を当てていく研修等も必要ではないでしょうか。特に私が思っているのは、研修のあり方も、単に理論を教えても絶対に分からないと思いますので、ケーススタディーをどれだけ教えられるかが大切だと思います。それも講話だけではなく、例えば映像資料であるとか、いろんな手法があることでしょう。そういうケーススタディーをいろいろ学んでいただくことによって、私は、スキルが身に付いていくものではなかろうかと思っています。

企業の中でもどれだけ座学研修をやっても、みんな絶対に覚えませんから。研修の持ち方を工夫しないとスキルは身に付きません。私は方向性としては大変素晴らしい内容だと思っていますが、そんなところを考慮していただければありがたいと思います。

(西田委員)

私もこの中間案については、あまり付け加えることはないと思います。実際にいろんな仕組みができてきて、障がい者就労の仕組みもできました。法律も改正されました。そういうのを見て、

こういう基準があるとやりやすいと思いました。ある程度雇用率を上げなければいけない。でも、雇用率を上げるだけでは、その何パーセントかのところに人を充てておけばいいわけです。今までそうでしたよね。だけど、実際に制度の改正でプラスされたところは、障がいのある人たちを雇ったときに補助金が出ることです。実際、本当にそれが運用されているかどうかをチェックする仕組みもできてきていて、定着率という要素もそこに付加していったらよりよいと思います。ブラック企業と呼ばれる企業がありますが、それらの企業はたくさん雇いますが、すぐに辞めていく。結局、回転だけはいいのですが、勤めた人たちはともしんどい思いをするのです。

でも、それも雇ったからこそ問題が出てきて、雇われたからこそしんどいので嫌だという声が出てくる。それは障がいのある人たちも一緒に教育する中で現実が分かってくる。今おっしゃるみたいに、障がいがあっても個性的な人たちがいて、そのことを尊重する教育がされると、こんなにすてきな面があるというプラスの部分が出てきますよね。そうすると、マイナスの部分にも光が当たり、マイナスの部分でマイナスとならないやり方が工夫されてきたのだと思います。そんなに急速に結論は出ませんが、やはり努力をしていくうちに、一人ひとりがみんなと一緒にやっけていける可能性も広がってくるのかと思います。

だから、決して義務教育化されたから悪いのではなく、義務教育になったからこそ、そういう人たちの存在が分かってくるわけですね。そして、そういう人たちの存在が分かるからこそ、今まで分からなかった発達障がいのことにも光が当たり、その人たちが生きていくうえでそんなにストレスがなく、生活が安定していくような、生きていてよかったと思えるような仕組みづくりをというところまで広がってきたのだと思います。

だからこそ、発達障がいの診断も多くなっただけで、診断が多くなれば支援が多くなりますが、それも支援ばかりしてはいけませんので、その人たちがその人らしく生きていくために何をしたらいいかということも、歴史的には広がってきたのだと思います。

でも、この50年ぐらいの中でここまで来たので、10年先、20年先、30年先にもっとそれぞれの人たちが、それぞれの個性豊かに生きられるようになってくるための土台と思えばいいのではないのでしょうか。あまり欠点ばかりを言っていてはいけません。欠点も見えることで、光と闇の部分がお互いにはっきりしてきて、それを緩和するための手立てが考えられていったらいいのではないかと私は思います。これがたたき台になって、また次の人たちがそこを変えていって、より良い案が出てきたら一番いいかと思っています。

(栗原部会長)

基本的には、西田委員も太田委員もそうですが、この第3章の内容に関しては、よくまとめられているということではよろしいのではないかとご意見だと思います。他の委員の皆様も第3章に関してはよろしいですか。

途中ですが、先ほど沼口委員から話題になったパーソナルカルテの現物が用意されたようですのでこの機会にご覧いただければと思います。特別支援教育課からパーソナルカルテに関して何か説明はありますか。

(事務局：森井特別支援教育課長補佐)

お手元に今、配らせていただきましたものがパーソナルカルテです。このパーソナルカルテは、基本的に保護者が持つものとして考えております。先ほどからご協議の中でも出てきている個別

の指導計画や、個別の教育支援計画というのは、学校のほうで作成するものですが、それらも含めてこれに入れていき、引き継ぎができるといいという意味合いでの情報引き継ぎツールと考えております。

開いていただきますと、まずカルテの趣旨等を書かせていただいております。これを最初に考えた理由としましては、基本的にどの保護者の方も担任の先生が変わる度に、いろんな意味での引き継ぎをしなくてはいけないということから、これを保護者が持っていれば、うちの子はこういう子ですということ、これを見ていただきながら説明し、情報の共有ができるということからです。このカルテが年を経るごとにいろんな情報が追加され、一人ひとりのオーダーメイドの資料、引き継ぎツールになるという趣旨でつくらせていただきました。

基本的なプロフィール等は、いろんなところから転記できるかたちですが、先ほど話題になりました苦手なことや得意なこと、あるいは成長の記録も入れていくことで、それぞれが活用しやすいような支援ツールとなっていると考えております。最後のほうには三重県内で支援を受けられる機関について、資料として入れさせていただいている状況です。

(沼口委員)

今、ざっと見ただけなのですが、保護者が書く欄がないように思います。保護者の書くページが何ページかあってもいいかと思えます。いろいろ追加して自分で書けばいいのだろうとは思いますが、役所からこういうのをいただくと、これに付け足すのはしづらいだろうと思えます。

(事務局：森井特別支援教育課長補佐)

これを作成させていただいたときに、基本的にすべてのページに保護者が書けるといいなという思いも込めてつくらせていただきましたので、この中に保護者が書くことは可能かと思っておりますが、今いただいたようなご意見も、これから先、反映させていくことも含めて、より良い引き継ぎツールを目指していきたいと思っております。ご意見としていただいて検討させていただきたいと思えます。

(沼口委員)

自由記録欄というのが非常に無駄だと思います。自由記録と言われても、何を書いていいかわからない。例えば、このように書いてはどうですかという例示があれば悪くないと思えますが。親子というのは当然何十年もずっと一緒にいるのだと思えますが、特に教育機関にお世話になっているときは、それなりのいろんなことがあると思えますから、ぜひ書きやすいような表現がいいと思えます。

(栗原部会長)

今の沼口委員のご意見なども参考にいただきながら、今後よりよい活用の仕方を考えていただけるとありがたいと思えます。

では、先に進ませていただいてよろしいでしょうか。第3章に関してはこういう内容で協議をいただいたということで、第4章に入らせていただきます。「小中学校における特別支援教育の推進」となりますが、この辺はいかがでしょうか。通常の学級、特別支援学級、通級指導教室、このあたりのところがいろいろ記載されていますが。

(沼口委員)

全体的なことですが、この通級指導教室の在籍者数と設置学級数、もう一つ、特別支援学級の在籍者数と設置学級数の推移を見てみますと、特に特別支援学級の在籍者数と設置学級数でいうと、人数の増加は2倍以上、200%を超えていると思いますが、学級数が約20%しか増えていません。ということは、1学級あたりの在籍者数が増えているのだらうと想像しますが、教育環境が悪くなるような気はしますが、どのように考えているのでしょうか。

この2つのグラフは三重県教育委員会調べであって、全国的には同じような推移をたどっているのかも分からない。

それから、次ページの文部科学省調査による小中学校の体制整備状況の表について、全国的な状況は分かりましたが、三重県ではどのような状況なのか分からない。三重県では全国平均を上回ってしっかりとしているのだらうと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(事務局：東特別支援教育課長)

28ページと30ページの推移のグラフですが、これは全国的に同じ傾向にあります。特別支援学級も通級指導教室も、どの県も同じように増加している傾向にあります。

例えば、30ページの資料でいいますと、今、小中学校の特別支援学級においては、1学級の定員が8人となっております。平成17年、18年当時よりは1学級の在籍者数は増えています。しかし、子どもたちにかかわっていただいている先生方等も複数入っている状況でありますので、教育環境が悪くなっているということには直接結びつかないかと思っております。

31ページの表は、文科省の集計による三重県の状況です。標題に「県内」と書いてありますが、分かりづらかったかと思えます。これが三重県のこの7年間の推移を一つのグラフに示したものでございます。「三重県」ということが分かりやすいような表記を検討していきたいと思えます。

(沼口委員)

もう1つお伺いしたいのは、今、三重県のPTA会員数が南部のほうで4～5%減っています。ですから、この28～30ページのグラフは、三重県内をひとまとめにしか書いてないのでどの地域がどのような状況になっているのかよく分かりません。障がいのある児童生徒数が、全国的にも10年前の2倍以上に増えているということは、少子化傾向であるのに、なぜこういうふうになっているのか分析されているのでしょうか。

もう1つ、後で言おうと思っていたことですが、ある方から聞いたことです。通常の学級に通っていて、その年度に特別支援学級に入ることになった生徒がいるのですが、二度と通常の学級に戻れないとおっしゃっていました。そんな規則があるのかないのか。ですから、このグラフで言えば増えるばかりですが、それは一度認定すると、二度と覆らないのか。教育的なことから言えば、ある事情がある程度過ぎ去ったときには通常の学級でいけるのかいけないのか、規則がよく分からないのですが、そういった疑問があります。

(事務局：東特別支援教育課長)

2点ご質問いただいたかと思えます。

まず、最初の子どもの数が減っているのに特別支援の対象の子どもが増えてきているということについては、そのような現状でございます。特に平成19年度からの特別支援教育制度がスタートしたことに伴い、障がいの認知について、理解も含めて、より広がりがあったのかとも考えております。それから、これは一つの例として言わせていただきますが、以前の「障がい児学級」と「特別支援学級」という言葉の違いによる保護者の抵抗感の変化も若干あるのかと思っております。また、先ほどから話の中に出ております発達障がいに対する捉えの部分でも、今まではそれが見過ごされていた部分も当然あるかと思えます。この辺が総体的に、よく言われる少子化の流れの中で特別支援教育の対象の子どもたちが増えていることに結びついているのかと思っております。

2つ目のご質問の就学に係る部分ですが、これは就学の判定の中で特別支援学級が適当、あるいは、特別支援学校が適切というかたちでいったん結論が出たとしても、今の流れは柔軟な対応をなささいということですので、そのときから障がいの状況が改善されたとか、あるいは、学校の設備の中でバリアフリーの措置が取られてなかったからということであったり結論が下されたとしても、そこの条件が改善されたら、当然入口の議論の条件が変わりますので、就学先の変更が今はあるということでご理解いただけたらと思っておりますし、県としてもそのような考え方で就学指導を進めています。

(西田委員)

今、沼口委員から質問のあったことについてですが、現実には非常に改善されています。IQだけで判断されるのではなく、本人の困り感に添った判断がされています。保護者も割と昔の「障がい児学級」に行くというイメージが薄れて、支援を受けるという感じで捉えられています。低学年の間は特別支援学級に籍を置きながら、ほとんどの時間は通常の学級の中で生活し、その中で社会性が改善してきたときに、学校のほうから通常の学級へ籍を移しましょうと言われることもあります。だから、保護者の気持ちが「うちの子はみんなと一緒にやれるから通常の学級の籍に行かせてほしい」ということであれば、昔よりも結構柔軟に籍は戻っています。中学校への進学に際し、通常の学級籍に戻ることもあります。

(沼口委員)

その逆の、一度、障がいの認定を受けたら通常の学級に戻れないようなことはありますか。

(西田委員)

それはないと思います。通常の学級に無理して行って、中・高学年で「やっぱりこの子にとってはしんどいですね」ということで、特別支援学級に行く子どももいます。そのような場合には特別支援学級にずっと在籍し、特別支援学校に進学する子どももいます。昔よりは随分と保護者の納得のいくように、子どもにとっても負荷のかからないような教育体制を選べるようになっていきます。だから、保護者が通常の学級に戻れないと思うのではなく、この子にとってどの学び場が一番ストレスなく過ごせるのかという視点を踏まえるとそのように思うことはないと思います。この子にとって特別支援学級のほうが伸びていける、特別支援学校のほうが社会適応する力が伸びるという判断の仕方になってきていると私は思います。

ただ、実際には通常の学級に籍を置きながら特別な支援のいる子どもたちに対する取組は、ま

だ不十分だと思います。コーディネーターがそういう子どもを支援することとなって、支援員を付けながら通常の学級で見るという制度が広がってきた中で、通常の学級にしながら特別支援教育の対象として認定されている子どもはいますが、具体的な対応については先生の専門性等によるところが大きいです。理想的な取組には至っていませんが、特別支援教育になって、随分、支援の必要な人にニーズは届いてきているなど私は実感をしています。言えば、すぐ広がっていきますし、ただ、すべてのところで100%ということはないですね。

(沼口委員)

今、西田委員がおっしゃった最後のことですが、ここに書かれている数字プラス、三重県の小中学校では6.5%ですか。

(栗原部会長)

国の調査で小中学校の通常の学級に在籍している発達障がいがあると思われる子どもです。

(沼口委員)

小中学校ですね。西田委員がおっしゃった子どもたちに対する支援のことも言いたかったのですが、もう一つの質問で。

(栗原部会長)

三重県の場合はどうかというお話ですか、どれくらいの比率かということですか。

(沼口委員)

いいえ、この数字のほかに6.5%ということは、30～40人の通常の学級に2～3人いるということですよ。ですから、そういった子どもたちに対する支援も、もう少しお願いしたいということをお話ししたかったのです。

(栗原部会長)

そのあたりは、この第4章の中にもそういう方向のことがいろいろと書いてあるかと私は感じておりますが、確かに今、一つ大きな課題になっていると思います。通常の学級の中での発達障がいのある子どもへの指導をどうしていったらいいのかということは、今、本当に喫緊の課題になって、先生方も一所懸命やられているところだと思います。市町の教育委員会も随分いろいろなかたちで関わっていただいていると私は思っています。

(西田委員)

そこら辺は、小学校の校長先生などはすごく積極的です。通常の学級で困り感を持っていて、先生も困っている、保護者も困っている。だから、それに対するどういう取組をしたらいいのだろう、逆に案があればすぐにでも取り組んでいこうという学校もあります。今年、あすなろ学園では、保育所・幼稚園において困り感のある子どもの「個別の指導計画」を作成し、対応するために役立つCLM(Check List in Mie チェック・リスト・イン三重)というのをやってきたのですが、今度、小学校に広げるにあたり三重県の中で3校、東員町と鈴鹿市2校が手を挙げて

いただきました。それで、私もその小学校へ行ってきましたが、校長先生がすごく熱心です。とにかく先生がそういう子に個別に対応する方法を教えていただけるのなら取り組みますとおっしゃるぐらいです。先生たちが診断をつけるのではなくて、子どもへの取組がやりやすくなるのならやってみますとおっしゃるので、そこで効果があれば、もっと広まっていくのではないかと思います。現場の先生方は困ってみえます。なんとか子どもを変えたいと思って一所懸命です。私は小学3年生ぐらいまでの子どもを変えるのは簡単だと思います。中学生になるとすごく難しいです。だから、早めにそういうかたちでやれたらいいと思います。

特別支援学級の子どもたちの数は増えています。実際に聞いていると、特別支援学級に何人子どもがいるかという、昔は1人か2人でしたが、今は8人いますとかで、本当に多いです。だから、特別支援学級だったら1人の担任で8人まで入れますが、先生も専門性を問われます。そうすると、支援員や介助員を付ける等して、結局、子どもにかかわる大人の人数は結構多いです。市町教育委員会もどこかから予算を取ってきて先生を付けてみえます。だけど、そういうかたちでも、とにかく大人しか見られませんか、子ども同士でどうこうではないので。それがこの数になっていると思います。だから、子ども全体の数は40～50年前と比べたら、3分の1に減っているのです。だけど、特別支援学級に行く子どもは倍増よりもっと増えています。そのぐらい、教育するのが難しい子どもが増えているのだと思います。保護者も子育てしにくい、核家族の中で保護者に子育てに困り感がある家族は増えています。私たちの周りでも、診察は半年待ちです。クリニックもたくさん増え、対応してもらえますし、相談機関も増えていますが、子育てに困っている保護者は増えています。だから、子育て支援がすごくいるようになってきています。

(栗原部会長)

西田委員より、いろいろな方面からのアドバイスや情報提供をいただきました。

沼口委員、よろしかったですか。今の話は、第6章「教員の専門性の向上」にもつながっていくかなり大きな部分を含んでいるところでもあるかと思えます。

事項書のことでお諮りしたいのですが、残された時間が限られてきております。まだ大事なところもいくつか残っておりますので、第4章「小中学校における特別支援教育の推進について」のことは、特にこれはということがないようでしたら、ご確認いただいたということで、先に進ませていただきます。

そうしましたら、第5章「高等学校における特別支援教育の推進について」、これも非常に大きな課題を抱えているものと思いますが、お話しいただければと思います。

指名して申し訳ないですが、小澤委員、いろいろご意見などありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

(小澤委員)

今まで小中学校とともに議論していただいた内容も高等学校に当てはまるかと思えます。前々回ぐらいから盛り込んでいただいた内容で、教育課程に関してですが、これも議論をして、その中で盛り込んでいただいて大変感謝しています。その中に評価方法に関しても記載していただいておりますので、これを十分活用していけるような仕組みがつけられていけばと思っております。

具体的にいいますと、37ページ、「教育課程と授業の充実」という中に、柔軟な教育課程の編成とともに評価方法等の研究ということで、高等学校だけに関わって問題になっているところ

です。特に高等学校では必履修科目というのが存在します。この必履修科目というのは、履修しある一定の基準に達した者が、卒業に必要な単位として認定されることになっており、特別な支援の必要な子どもたちにとっては、とても高いハードルとなっています。その部分をもう少し調査していただいて、特に評価に関してですが、柔軟に運用していけるものかどうかというところも難しい部分ではあります。高等学校に選抜試験を受けて入ってきた生徒たちは、一律でするので、その生徒たちを区別して評価していくというのは難しいことではあります。しかし、障がいのある可能性のある生徒が存在するのは実態ですので、その生徒たちをどのように伸ばして、どのようにほかの子と共に評価していくかということが、本校でも同じように課題です。そのところをどうにか改善というか、もう少しそれらの生徒が生きやすいように、勉強しやすいように、そして、評価を得られやすいように仕組みづくりができたらと思います。具体的にどうしたらいいのかという案は私にはないですが、おそらく全国を見てみるといろんな事例があるような気がしますので、そのあたりを見て研究をして仕組みづくりをしていただけたらと思っております。

(栗原部会長)

今おっしゃっていただいたところは、37ページの今後の取組のところの最後の段落に「評価方法等を検討します」という文言があります。具体的に何をどのようにということは、この文言だけでは分かりにくいところがありますが、しかし、何らかのかたちで具体的に取り組んでいくということを表していただいているものと私は読ませていただきます。

同じように授業の問題でユニバーサルデザイン化、この頃、小中学校でも非常に大きな話題になっていますが、要するに誰にでも分かりやすい授業のことです。これは多くの場合、今まで特殊教育や特別支援教育の中で考え出された授業方法や指導方法、あるいは教材とかが、実はほかの子どもたちにとっても非常に分かりやすいということで、そういうことをもっと活用して、多くの子どもたちが学びやすい、理解しやすい授業が行われる環境づくりをしていくという意味で、検討を進めますと記述してあると受け止めたいと思っております。

(西田委員)

私たちが見ている知的に高い発達障がいのある子どもも多くが高校に行っています。ただ、県立高校の進学校では、どうしても、平均化してということをおっしゃいます。得意な科目を伸ばして、不得意な科目はちょっと補ってもらえるといいのですが、不得意な科目に対しての指導がすごく入ります。不得意な科目、例えば体育や技術等を評定されることが契機となり不登校になる生徒が今はいます。だから、選択ができるといいと思います。

思春期の生徒に対しては、得意なところを伸ばして自信をなくさないようにという視点を先生たちに持っていただけると、すごく助かります。得意なところと不得意なところのギャップがすごくある子どもたちなので、そこはすっきりクリアさせていただければと思います。たとえば、薬剤師を目指すような専門の学校に入学したとき、その学校の方針としていろんな科目の単位を全部取らなければいけないとなると、うまくいかなくて不適應となります。しかし、学校の指導によっては、そのことある程度加味しながら、不得意なところは最低限クリアしたらOK、得意なところでこの子はやれると判断してもらえるような学校に行くとうまくいきます。

一律な指導をする学校に行かせるとこの子はつぶれてしまうと思われる、あるいは高校で不登校になったときには、高校をスルーして大学に行くとか専門学校に行くという方法もあると思

ます。だから、高校になると、その子に応じた選択肢が広がりますので、とても楽にはなります。ただ、そのような方法を考える場合、経済的な問題が絡んできます。県立高校は授業料が安いですが、私立は高いですね。すると、本人の持っている能力を伸ばすときにすごくお金がかかってきます。それが不平等だなと思うので、県立高校の先生たちが得意なところを伸ばすという視点をもう少し持っていただければ、必修科目はありますが、学校の裁量で随分評価の仕方が違いますので、その融通性が子どもを救うときがあります。そういう点で、抽象的な表現ですので、文言をプラスに解釈するかマイナスに解釈するか、運用の仕方だと思えます。こういうふうに書いていただくと、運用の仕方の幅が広がってきたと思えます。

20年前は県立高校の場合、出席回数についてもすごく厳しかったです。それから、補い方もすごく厳しかったです。今は補習を受けるとか、レポートを出せばいいとか、欠席に関しても少しアバウトになってきましたので、進級していきやすくなってきたとは思えます。

やはり理念がしっかりしてくると、理念の解釈がプラスになっていくと思えます。理念というのはとても大切で、ここにあまり厳しい表現をしたり、一律にこんな姿をと言われたりしてしまうと、とてもつらいところがあると思えます。今回の中間案ですと拡大解釈ができるかなと思えます。人のいいところを認めるとか、随分時代が変わってきたのではないかなと思えます。

(栗原部会長)

西田委員からもさっきの太田委員からもそうですが、また、すごいキーワードが出てきて、「理念がしっかりしてくると運用が非常に前向きになってくる」というようなありがたい言葉をいただきました。

ここに関してはここで、区切りをつけさせていただいてよろしいですか。いろいろご意見はまたさらに反映させていく必要があると思えますが、内容に関しては基本的にこれでご了解いただいたということによろしいでしょうか。

これまでの話の中でも、「教員の専門性の向上」という第6章のところもいろいろなかたちで絡んできていましたが、この第6章について、何かご意見はありますか。特によろしいですか。こういうことを入れたほうがいいのではないかなということがあれば、御意見をお願いしたいと思えます。

私は、ここには非常に大事なことが多く書かれていて、正にこういう方法でぜひこれからお願いできればと思っています。これは大学も絡んできます。教員養成の段階から将来小中学校や高等学校、幼稚園に勤務したときに、目の前の子どもがどんな子どもであってもしっかりと向き合うことができる、その子どもの個性をしっかりつかみ、個性が輝くようなかかわり方や指導ができる、このような教員を養成していかなければいけないと思えます。県のほうでもいろいろな研修をやっていただいております、そういう取組を通して、様々な子どもたちにしっかり向き合っているような力をさらに先生方に付けていただくことが大事だということで、いろいろ書いていただいていると思えます。

特にご意見がないようでしたら、この章についても、基本的に認めていただいたということによろしいですか。小澤委員、何かありましたら。

(小澤委員)

文言自体に関しては、本当に議論を踏まえて盛り込んでいただいているような感じがしますが、

今後の取組の中の「小中学校、高等学校の教員が特別支援学校の授業を体験する機会を設けたり…」という部分についてですが、逆の取組として、特別支援学校の先生方が小中学校、高等学校の授業を体験することを通じて、何が必要なのかということフィードバックしていただいたりとか、助言等をしていただいたりすることによって、通常の学級に存在する6.5%の子どもたちの支援につなげられるかなとも思いますので、もしよければ入れていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(栗原部会長)

私も大事なことと思って聞かせていただきました。さまざまな子どもと出会ってもらい、接してもらうことが教員としての幅を広げていくという意味で、非常に大事なことかと思っております。えらそうなことを言うようですが、教員は子どもを選んではいけない、どういう子どもが前に来ても、その子どもと向き合っていける、それが本来の教員の資質ではないだろうかと思えます。例えば、障がいのある子ども、あるいは、いろいろな子どもとかかわる中で、お互いが成長していけるような環境づくりを大事にさせていただきたいと思えます。ぜひ、小澤委員のおっしゃったような内容も盛り込んでいただくようお願いします。

そうしましたら、最後の「特別支援学校の整備」の章ですが、ここも今まであまりご意見が出されていないのですが、読んでいただいてお分かりかと思えますが、かなり計画に関わるようなことが盛り込まれています。こういう方向で考えていきます、あるいは、このように動いていまずといった今後の計画がかなり盛り込まれた内容になっていますが、委員の皆様方、何かご意見がございましたらお願いしたいと思います。

(沼口委員)

先ほども申し上げましたが、人口の偏りによって、もしかして統合や組合せがそのご家庭にどのぐらい影響があるか、よく分からないのですが、各家庭への影響を考慮していただいて、様々な支援をお願いしたいと思います。

(栗原部会長)

そういうご意見をいただきましたということで、よろしくお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか。限られた時間の中で、急ぎ足でご検討をお願いしてきて、残りの時間もあまりなくなってしまいましたが。

(西田委員)

最後の特別支援学校の整備にあたってですが、草の実分校とあすなろ学園が合体して、今度、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」ができるときに、津市教育委員会と県教育委員会の連携がすごく重要になってきます。今、あすなろ分校は津市教育委員会の所管で、これまでの歴史の中で培った教育をしています。それが今度、県教育委員会の所管に移行していきます。そのときこそ、市と県の教育委員会が連携しながら、教員の人材育成をしていくべきです。今の分校の先生たちにこうあるべきという学校の形態を考えてもらい、それを土台にして県が育んでいく。市町の教員と県立教員の人事交流をしてもわらなければいけないので、ぜひこの際、連携を進めてもらいたいと思えます。

(栗原部会長)

全体を通して、ほかにいかがでしょうか。

(沼口委員)

今日のお話で西田委員がおっしゃっていた、発達障がいのある子どもや困り感のある子どもを持つ家庭が多いはずということからすると、例えば、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」と書いてありますが、この名前だと確かに分かりやすいと思いますが、そのような子どもを持つ保護者が、気軽に行けるような仕組みも必要かと思います。確かにこの名前は分かりやすいですが、例えば「三重県子どもセンター」でもいいのですが、保護者にアピールして、「お困りの方はご相談に来てください」といった言葉を付け加えていただけたらいいかなと思います。

(栗原部会長)

沼口委員からご意見があったことも含みながら、今後のことについて考えていただければと思います。

よろしいでしょうか。

繰り返しになりますが、今回の中間案は、基本的に今回つくっていただいたかたちのものに、さらにご意見いただいたところを盛り込み、全体会に提案し、そこで検討していただくこととなります。ここまでのところで審議事項の（１）の中間案についての審議を終えたいと思います。

その他の事項がもう１点残っておりますので、これに関して事務局から説明願います。

4 その他

(事務局：東特別支援教育課長)

その他ということで事務局から１件よろしくお願いたします。これまでずっとご審議いただいております「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」という計画の名称についてです。

前回の委員の皆様のご審議の中で、具体的話がどうなっているのかというご質問もあったかと思いますが。そのとき私からは、この計画が今後の三重県の特別支援教育の推進に向けた基本的な考え方をまとめさせていただいたものと説明をさせていただきました。

そこで、いったんこの計画について、今しばらく「仮称」という表示は付きますが、「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」という名称とし、今度の全体会に提案したいと考えております。一番の理由としては、先ほども申し上げましたように、基本的な考え方を整理しまとめた内容であるということからです。

(栗原部会長)

今、事務局から説明がありましたように、これまでずっと「特別支援教育総合推進計画（仮称）」という名称でしたが、内容的には特別支援教育の推進に係る基本となる考え方をたくさん盛り込んでいる、その意味合いから「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」と、名称変更をしたいという事務局からの提案ですが、これに関していかがでしょうか。基本計画ということで、

この計画のスタンスがはっきり見えてきているとも言えるかと思います。

特にご異論がないようですので、よろしくをお願いします。

山川委員、あまりご意見いただく機会がなかったのですが、今日でこの部会はおしまいになりますので、何かありましたら一言どうぞ。感想でも何でも結構です。

(山川委員)

すごくいいものができそうで楽しみにしております。

(栗原部会長)

ここで進行を終わらせていただいてよろしいでしょうか。

(事務局：東特別支援教育課長)

前回からももう少し具体的な取組の内容も書き加えたほうがいいのかというご意見等もいただいており、一部反映もさせていただいたところもありますが、この計画の記載全体のフレームも見ていただいて、何かご意見あるようでしたら頂戴したいと思っております。

(栗原部会長)

皆様にご意見をお伺いしたいとのことですが、もう一度、事務局から説明願えますか。

(事務局：東特別支援教育課長)

新しい名称をご提案させていただいた際、この計画が特別支援教育の推進に係る基本的な考え方を示したものであるとの説明をさせていただきました。

ただ、前回もう少し具体的な施策とかも書いたほうがいいのかというご意見もあったと思います。目標ということは出てなかったと思いますが、そのご意見に対して、私からは、あえて基本的な考え方でまとめていくと言わせていただいたということもあり、委員の皆様それぞれでご納得いただけているのかどうか。もう少し具体的にこういう項目等も記載していったほうがいいのかという部分がありましたら、今後の参考にお教えいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(栗原部会長)

ということですので、何か具体的にこういうことも盛り込んでということがあれば、今、この場でお聞かせいただければと思います。

(太田委員)

特別支援教育の推進のための基本計画ということで提案され、皆様が了承されたわけですので、あまり逆に具体的なことを例示していくと、これも入れたいあれも入れたいという話になってくると思います。ですので、私はこれでいいかと、逆になるべくこういうシンプルにまとめたものがあるかと思っています。

先ほど西田委員も言われたように、文言の中で今後、様々な具体例が出てくるし、それらの積み上げの中で多分改善が図られていくでしょうから、運用していく中で、また文章として積み上

げいていただいて、各現場の先生方、校長先生方が理解を深めていけるようなものが後から出てくるのは分かりやすいかと私は思っております。

(栗原部会長)

太田委員からはこのままでいいのではないかというご意見が出されましたが、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

よろしいですか。名称は変更になりましたが、内容に関しては本当に基本的な考え方がよく分かるこのままのかたちで進めていただくということでまとめさせていただきたいと思います。

ここまでが私の進行の範囲ということで、後の進行を事務局に戻してよろしいでしょうか。

(事務局：宮路教育改革推進監)

栗原部会長様、ありがとうございました。委員の皆様方も長時間にわたり熱心なご議論をありがとうございました。

事務局から今後の会議の日程について、1点連絡させていただきます。最初にも申し上げましたし、以前からもご連絡をさせていただいておりますように、8月5日火曜日の13時30分から第2回全体会を、前回と同じくベルセ島崎で開催を予定しております。お忙しいとは存じますが、ぜひよろしく願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

これをもちまして、第2回第2部会を閉会いたします。本日はありがとうございました。